

ごみ減量器具

各家庭での取り組みに 補助金を交付

生ごみを減量する器具(コンポスト容器、生ごみ処理容器、機械式生ごみ処理機)を購入する世帯に、左表の通り補助金を交付しています。器具を購入する場合には、必ず事前に補助金の申し込みをしてください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



家庭用ごみ減量器具設置費補助金

補助の要件	①世帯主であること ②市税を滞納していないこと ③コンポスト容器を設置できる敷地を有すること(コンポスト容器の補助金を受ける場合)
補助金額	購入額の1/2に相当する額(100円未満端数切り捨て)。上限額はコンポスト容器5,000円、生ごみ処理容器1,500円、機械式生ごみ処理機50,000円(成田空港騒音地域については50%増し)
補助基数	コンポスト容器・生ごみ処理容器は1世帯当たり2基まで、機械式生ごみ処理機は1世帯当たり1基まで
コンポスト容器および生ごみ処理容器の再補助の要件	前回の申請から5年以上を経過している場合または2年経過し、破損などにより使用不能になった場合
機械式生ごみ処理機の再補助対象の要件	前回の申請から5年以上を経過し、故障などにより使用不能な場合

■購入後の申請は受け付けできませんので、必ず事前にクリーン推進課、下総・大栄支所農産土木課で手続きをしてください。

交通安全運動

夏休みは 事故の多い季節です

7月20日～31日、「広げようど
うぞの気持ちと 車間距離」締め
たかな 後ろの席も シートベル
ト」をスローガンに、夏の交通安
全運動が行われます。重点目標は
次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 自転車の安全利用の推進と自動二輪などに対する交通事故防止
 - 飲酒運転の根絶と速度超過などの悪質・危険な運転の防止
- もうすぐ夏休みに入ります。休みの開放感から気が緩み、子どもたちにとって、交通事故に会いやすい時期になります。交通安全意識を高め、交通事故のない夏を過ごしましょう。

道路交通法一部改正

6月1日に道路交通法が一部改正されました。主な改正点は次の通りです。

- 後部座席シートベルトの着用義務付け：高速道路および自動車専用道路における違反に対しては基礎点数1点が付される

交通安全運動

普通自転車の歩道通行可能要件

を①②③の3つに明確化：①「普通自転車の歩道通行可」の標識が設置されている歩道を通行する場合、②13歳未満の子どもや75歳以上の高齢者が運転する場合、③車道または交通の状況からみてやむを得ない場合

- 13歳未満の子どもの自転車乗車時にヘルメット着用努力義務の導入
 - 75歳以上の運転者の「高齢運転者標識(もみじマーク)」の表示義務付け
- ※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

成田都市計画

変更案 縦覧します

成田都市計画区域における下水道の変更案の縦覧を行います。

日時：7月17日(木)～31日(木)

午前8時30分～午後5時30分

場所：下水道課(市役所5階)

内容：成田都市計画下水道の変更(仮称)成田ニュータウン北駅

交通安全運動

美しいまちを 私たちの手で

8月3日(日)を基準日として、市内各地域において、「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会などの協力により、環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに投げ捨てられた瓶・缶などの収集や、散乱ごみの収集、草刈りなどが行われます。

※次回第98回環境美化運動の基準日は12月7日(日)です。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

第97回環境美化運動

周辺の下水道区域の変更・市決定)

この案について意見のある人は、縦覧期間中に、意見書(下水道課にあります)を提出することができます。

郵送の場合は、縦覧期間の最終日消印まで有効です。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

納税通知書を
発送します

国民健康保険税は、病気やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力にに応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

平成20年度分の国民健康保険税の納税通知書を、7月15日付けで加入世帯に発送します。納期は、7月から2月までの毎月で、計8回です。

同封の納付書は、金融機関や郵便局のほか、主なコンビニエンスストアでも利用できます。コンビニエンスストアでは、休日や夜間にも納付できますので、納期内の納税にご協力ください。

10月に年金からの特別徴収開始

10月に支給される年金から国民健康保険税を直接引き落とす「特別徴収」が開始されます。ただし7月から9月分(第1期〜第3期分)までは、対象となる世帯についても、これまで通り納付書または口座振替での納付となります。

対象となる世帯

次の①〜③のすべてに該当する場合です。

- ①世帯主を含む国民健康保険の加入世帯員全員が65〜74歳であること
 - ②特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること
 - ③国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと
- 国の制度見直しにより、これまで

で国民健康保険税を滞納することなく納めている人については、申し出により、口座振替での納付もできます(申し出の時期により切り替え時期が変わります)。

国民健康保険税の内訳

国民健康保険税の課税額は加入者の人数や年齢、平成19年中の所得を基に算定されます。内訳は、基礎課税分(全加入者対象)と介護納付金課税分(40〜64歳の加入者が対象)に、今年度から「基礎課税分」の中に算入していた老人保健拠出金分を分離して新設した、「後期高齢者支援金等課税分」(全加入者対象)を加えた額に改正されました。合算額は平成19年度の税率と変わりません。

課税限度額(課税の上限度)は、基礎課税分45万円(平成19年度は

53万円)、後期高齢者支援金等課税分11万円(新設)となり、合わせると3万円の引き上げとなります。介護納付金課税分は8万円のままで置き置きます。

低所得世帯は負担が軽減

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額および平等割額の軽減制度があります。ただし、世帯主と加入世帯員全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、軽減の適用を受けることができませんので、速やかに申告をお願いします。

- 6割軽減：前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、33万円以下の世帯
- 4割軽減：前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、8万5,000円に加入世帯員1人当たり24万5,000円を加算した額以下の世帯

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

後期高齢者医療(長寿医療)
保険料納付通知書を
発送します

平成20年度後期高齢者医療保険料の納付通知書を発送します。通知の対象は、7月から窓口や

口座振替で納付(普通徴収)していただく人です。

国の制度見直しによって、軽減割合の拡大が見込まれており、該当者へ、決定後にお知らせします。

特別徴収から口座振替へ

年金からの特別徴収に該当する人のうち、次のいずれかの要件を満たす人は、申し出ることにより、保険料を口座振替で納付することができます。

- ①国民健康保険税を確実に納付していた人(本人)が口座振替により納付する場合
 - ②世帯主または配偶者がいる人(年金収入が180万円未満の人)で、その口座振替により納付する場合
- 申し出の時期により、口座振替に切り替わる時期が変わります。
- ※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

市長日誌

(6月16日〜30日)

- 16日 市議会新駅・基幹交通網整備促進特別委員会
市議会新清掃工場整備特別委員会
- 17日 市議会教育民生常任委員会
成田市場振興協議会総会
- 18日 市議会経済環境常任委員会
- 19日 市議会建設水道常任委員会
- 20日 市議会総務常任委員会
- 23日 空港周辺道路美化活動出発式
- 24日 香取広域市町村圏事務組合首長会議
成田商工会議所総会
- 25日 6月定例会議会閉会
- 26日 浄向川排水事業推進協議会総会
- 27日 成田市婦人防火指導員協議会総会
成田防犯連合会防犯指導員部成田市部会総会
- 28日 成田市PTAバレーボール大会
成田市文化団体連絡協議会創立30周年記念式典
成田リトルリーグ全日本選手権大会出場壮行会
- 29日 千葉県消防協会印旛支部消防操法大会
紫陽花まつり
- 30日 アメリカサンブルー/市中学生訪問団表敬訪問
成田POPラン大会実行委員会
成田市民生委員児童委員協議会総会
成田市危険物安全協会総会



サンブルー/市訪問団からのお土産を手にする小泉市長



千葉県市町村交通災害共済

市役所で
受付開始

8月15日(金)から千葉県市町村交通災害共済制度の平成20年度加入申し込みの受け付けを開始します。交通災害共済制度は、千葉県市町村総合事務組合と市町村が運営主体となり、共済加入者が交通事故により被災した場合に、見舞金を支給する共済制度です。
会員登録 成田市に住民登録または外国人登録のある人とその被扶養者

共済期間と会費

○8月29日までに申し込んだ人：9月1日～平成21年8月31日・700円
○9月1日以降に申し込んだ人：申込日の翌日～平成21年8月31日・加入月により100～700円

見舞金の種類 死亡見舞金、傷害見舞金、身障見舞金、交通遺児見舞金

受付場所と時間 交通防犯課(市役所4階)、下総・大栄支所総務課 午前8時30分～午後5時 ※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

消費生活モニター

消費者の代表が
決まりました

消費生活モニターは、モニター会議や研修会を通じ、消費生活を向上させるためのお手伝いをしています。平成20年度は、次の20人です。

- 赤司愛子(中台)、池田雪博(東和田)、大木静江(玉造)、大野瀬津子(高岡)、小川典子(本城)、會田みち代(台方)、川瀬敏恵(江弁須)、衣笠洋子(公津の杜)、関谷美砂子(囲護台)、高松裕美(玉造)、立松友紀(加良部)、長南美登里(猿山)、中村田鶴子(公津の杜)、中村真智子(中台)、中山明子(飯田町)、野村寛(中台)、早川陽子(飯仲)、林咲子(囲護台)、星野美美子(美郷台)、見通美子(大袋)(50音順、敬称略)

病害虫のまん延防止

対象植物の
本土への持ち込みに注意

沖縄・奄美・トカラ・小笠原諸島では、サツマイモなどに被害を

与える病害虫が発生しています。これらの病害虫が侵入すると、農作物などに大きな被害が予想され、撲滅するには長い年月がかかります。

病害虫のまん延を防止するために、一部の植物は本土への持ち込みが法律で禁止または制限されています。旅行などで当該地域へ行く場合は、対象植物(サツマイモ、アサガオ、カンキツ類の苗木など)を持ち込まないよう注意してください。

※くわしくは横浜植物防疫所千葉出張所(☎043-242-8401)へ。

水難事故に注意

農業用施設付近で
遊ばないで

農業用施設の水路などにおける人身事故が発生しています。特に休日や夏休み期間は、幼児、児童の水難事故が多発しており大変危険です。用排水路や水門、揚排水機場などでは、子どもたちが遊ばないように注意してください。

※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

市営大谷津プール
8月1日から新装オープン

成田新高速鉄道の工事に伴い、昨年からの移転工事を行っていた、大谷津運動公園内の新プールが、いよいよ8月1日(金)午前9時からオープンします。

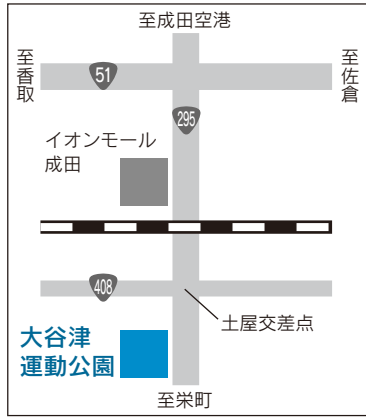
新しくなった施設は、50mプール(FRP製、水面積680㎡、水深110～130cm)と徒渉プール(FRP製、192㎡、水深50cm)、プール管理棟などです。管理棟は、障がいをもった人も使いやすい機能を取り入れるなど、だれもが気持ちよく利用できる施設になっています。

また、これまでのコンクリート製のプールと違いFRP(合成樹脂)製となったことで、感触も滑らかなになり、安全面も大幅に向上しました。

今年の夏は新しくなった大谷津プールへぜひお越しください。
※くわしくは市体育館(☎26-7251)へ。



徒歩プール(手前)と50mプール



着替えのための折りたたみシート



入水しやすくなるための移動簡易階段